

# 平成 30 年度運輸安全マネジメントに関する取組み

新熊本産業株式会社は、輸送の安全を確保するために、以下のとおり社長以下全従業員が一丸となって取り組んでまいります。

## 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、事業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 会社は、輸送の安全に関する「計画の策定、実行、チェック、改善」を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、従業員が一丸となって業務を遂行するほか、絶えず輸送の安全の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報について積極的に公表します。

輸送の安全を確保するために、安全に係わる基本的な姿勢を示した「安全方針」を定め、全社員が一丸となって事故防止に努めます。

## 安 全 方 針

### 『輸送の安全確保は我社の根幹』

#### 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 会社をあげて運輸安全マネジメント態勢（マネジメントシステム）に取り組み、継続的に改善する。
- (2) 輸送の安全に関する関係法令及び「安全管理規程」等社内規程を明確にし、これを遵守する。
- (3) 全社員に、輸送の安全が最重要であることについて自覚させるため、教育等を通じて輸送安全方針を周知徹底する。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
- (5) 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。

平成 30 年 8 月 1 日

新熊本産業株式会社

代表取締役 佐藤竜二

# 平成 30 年度運輸安全マネジメントに関する取組み

## 輸送の安全運動（事故防止目標）

### 平成 30 年度の年間目標

#### (1) 交通事故・製品事故の目標

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| ① 重大人身事故（第一当事者） | 目標 0 件 |
| ② それ以外の人身事故     | 目標 0 件 |
| ③ 物損事故          | 目標 0 件 |
| ④ 輸送トラブル        | 目標 0 件 |
| ⑤ 労災事故          | 目標 0 件 |
| ⑥ 自損事故          | 目標 0 件 |
| ⑦ 輸送トラブル        | 目標 0 件 |
| ⑧ 労災事故          | 目標 0 件 |
| ⑨ 交通違反          | 目標 0 件 |

(2) 自動車事故報告規則第 2 条に規定する重大事故 発生 0 件

(3) 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統の徹底（輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、下記のとおり。）

(4) エコドライブの実施

#### 目標達成のための計画

- (1) 年間教育計画を作成の上、社内安全会議の 2 カ月に 1 回の開催及び外部研修機関に派遣し、運転者教育を行う
- (2) 出社時の検知器によるアルコールチェック及び各自に配布したハンディタイプの検知器によるアルコールチェックを徹底する
- (3) 毎月 1 回車両事故ゼロの日を策定、実施する
- (4) 事故、災害等に関する報告連絡体制の確立する
- (5) 車輛については、計画的に最新の型式へ代替する
- (6) デジタルタコグラフ、ドライブレコーダー及びバックアイカメラを搭載してきた実績を例として、輸送の安全性向上に寄与する設備投資を計画的に行う
- (7) 3 ヶ月法定点検の完全実施
- (8) 春・秋の全国交通安全運動にあわせた事故防止運動を重点的に展開するほか、独自の方策として夏・年末年始の交通安全運動を実施するなど年 4 回の安全運動を展開し、輸送の安全性向上に努める

# 平成 30 年度運輸安全マネジメントに関する取組み

## 安全に関するチェック・業務の改善に関する事項

- (1) 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名するものを実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検する為、少なくとも年に2回、9月・3月に輸送の安全に関する内部監査を実施する。又重大な事故、災害が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- (2) 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した結果、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全確保のために必要な方策を検討し、必要に応じて是正措置又は予防措置を講じる。

## 情報の公開

- (1) 毎年7月末決算後100日以内に、外部に対して次の事項を公表する。公表方法は、社内掲示板に書面を掲示して行う。
  - ①輸送の安全に関する基本的な方針
  - ②輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
  - ③自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- (2) 輸送の安全に係る以下の処分を受けた場合は、その内容並びに当該処分にに基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を遅滞なく公表する。

## 記録の管理

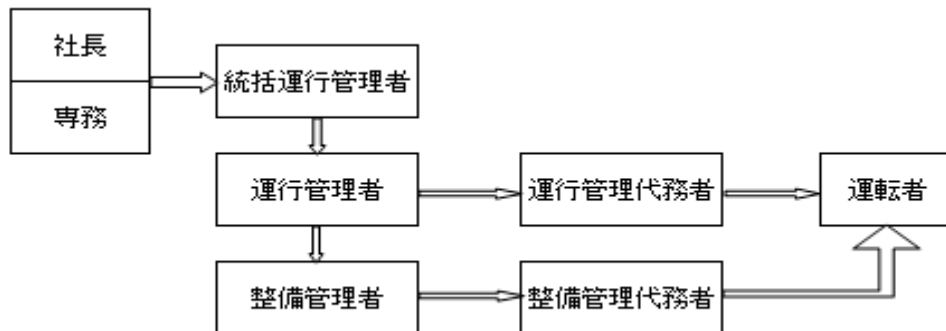
1. マネジメントの実施状況が分かるように記録、保存する。  
輸送の安全に関する基本的な方針・重点施策・チェック(評価)の結果(目標達成状況)、その他輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、保存する

## 前年度(平成29年度)の目標、結果

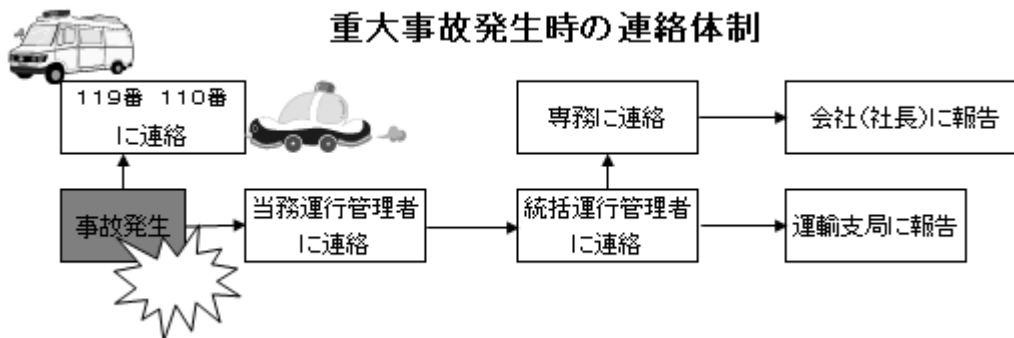
### 交通事故・製品事故の目標

②□重大人身事故(第一当事者)	目標0件	結果0件
② それ以外の人身事故	目標0件	結果0件
③ 物損事故	目標0件	結果4件
④ 輸送トラブル	目標0件	結果2件
⑤ 労災事故	目標0件	結果0件
◎ 自動車事故報告規則第二条に規定する事故	0件	

## 安全管理体制



## 事故・災害等に関する報告連絡体制



# 平成30年度 安全計画

新熊本産業(株) 神戸営業所

**神戸営業所の安全方針：  
輸送の安全確保は我社の根幹**

29年度実績と30年度目標						安全方針に基づく30年度目標	
29年度実績				30年度目標		運行指示の適正化 法令遵守の徹底 安全教育の実施 健康管理	
類別	目標	実績	結果評価				
交通事故	0件	1件	○	交通事故	0件		
輸送事故	0件	0件	◎	輸送事故	0件		
労災事故	0件	0件	◎	労災事故	0件		
自動車事故報告規則第2条に規定する事故					0件		

重点実施項目	実施内容	実施スケジュール												備考	実施者
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
安全管理体制の確立	定例安全会議の開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	年間カレンダーに順ずる	所長代理
輸送の安全教育	交通KYT訓練の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		所長代理
	指導監督の指針に基づく教育(12項目)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		所長代理
	ヒヤリ・ハット事例の抽出			○				○				○			所長代理
	エコドライブ教育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		所長代理
安全強化期間の設置	交通安全強化活動		○			○				○				年間3回(全国交通安全期間中実施)	所長代理
監督者 安全衛生巡視	管理者パトロール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	現場パトロール	所長代理
健康管理	定期健康診断の実施					○(深夜勤務者のみ)						○		外部機関委託	所長代理
	再検査者の追跡調査及び本社報告												○		所長代理

平成30年8月～平成31年7月